

青森県森林整備作業有資格者指名停止要領

制定 平成20年10月 9日青林第640号

改正 平成24年 7月 4日青林第322号

改正 平成27年 6月18日青林第328号

(趣 旨)

第1条 この要領は、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査等に関する要領（平成19年3月27日付け青林第1186号。以下「資格審査要領」という。）第1条に規定する森林整備作業の適正な指名業者等（指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者をいう。以下同じ。）の選定に資するとともに、適正な施業等を促し、これらの適正な施行を図るため、有資格者（資格審査要領第6条規定する有資格者名簿掲載業者をいう。以下同じ。）に係る指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の効果)

第2条 契約担当者（青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第127条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中指名してはならない。

- 2 契約担当者は、指名停止を受けた者を現に指名しているときは、開札前であつては当該指名を取り消し、開札後契約締結前であつては、契約を締結しないものとする。
- 3 契約担当者は、指名停止を受けた者を当該指名停止の期間中随意契約の相手方としてはならない。
- 4 契約担当者は、指名停止を受けた者が、当該指名停止期間中、当該契約担当者の契約に係る作業の下請、又は当該作業の完成保証人になることを認めてはならない。

(指名停止の措置)

第3条 林政課長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格者について、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定めて、指名停止の措置を行うものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第4条 林政課長は、前条の規定により元請負人について指名停止の措置を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定めて、指名停止の措置を併せて行うものとする。

(措置要件の競合)

第5条 一の事案により別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ご

とに規定する期間の短期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）及び長期（期間が定められているときは、その期間。以下同じ。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

（短期の延長）

第6条 指名停止を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号及び前条の規定による短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、別表各号（第9号から第11号までを除く。）の措置要件に該当することとなったとき。
- 二 別表第12号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第12号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

（指名停止期間の短縮及び延長）

第7条 林政課長は、指名停止を受けるべき者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2条の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 2 林政課長は、指名停止を受けるべき者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じさせたために、別表各号及び第5条の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超えるときは、36箇月）まで延長することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第8条 林政課長は、指名停止を受けるべき者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- 一 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第13号又は第15号に該当したとき。
- 二 別表第12号から第15号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 別表第12号又は第13号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の

規定の適用があったとき。

四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第12号又は第13号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

五 県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14号又は第15号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

（指名停止期間の変更等）

第9条 林政課長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったとき等指名停止期間を変更すべき事由が確認されたときは、別表各号及び第5条から前条までに定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 林政課長は、指名停止期間が満了した有資格者について、別表第13号又は第15号に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

（指名停止の解除）

第10条 林政課長は、指名停止を受けている者について、当該指名停止の期間中に、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該指名停止の措置を解除するものとする。

（資格審査委員会の意見）

第11条 林政課長は、第3条及び第4条の規定により指名停止の措置を行おうとするとき、第9条第1項の規定により指名停止の期間を変更しようとするとき、又は前条の規定により指名停止の措置を解除しようとするときは、あらかじめ資格審査要領第11条に規定する競争入札参加者資格審査委員会の意見を聴くものとする。ただし、別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する有資格者について、第3条の規定により指名停止の措置を行おうとする場合は、この限りでない。

（措置要件該当事案の報告）

第12条 公所の長は、別表各号に掲げる措置要件の一に該当する事由が発生したと認めるときは、直ちにその旨を指名停止事由発生報告書（第1号様式）により、林政課長に報告するものとする。指名停止を受けている者について、第9条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止の措置を解除すべき事由が発生したと認める場合も、同様とする。

(指名停止の通知等)

- 第13条 林政課長は、第3条及び第4条の規定により指名停止の措置を行ったときは、その旨を指名停止通知書（第2号様式）により公所の長に通知するものとする。第9条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第10条の規定により指名停止の措置を解除した場合も、同様とする。
- 2 林政課長は、第1項の場合において、指名停止を受けた者に対して、指名停止通知書（第3号様式）、指名停止期間変更通知書（第4号様式）又は指名停止解除通知書（第5号様式）により、その旨を通知するものとする。
- 3 林政課長は、前項の規定により通知を行う場合において、当該指名停止に係る事由が県発注作業に関するものであるときは、必要に応じ、指名停止を受けた者に対して、改善措置の報告を求めるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

- 第14条 林政課長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭により、警告又は注意の喚起を行うことがある。

別表（第3条、第5条—第9条、第12条、第14条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 県の発注する作業の請負契約に係る指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、作業の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑作業)</p> <p>2 県と締結した請負契約に係る作業（以下「県発注作業」という。）の施業に当たり、過失により作業を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>3 県内における作業で県発注作業以外のもの（以下「一般作業」という。）の施業に当たり、過失により作業を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注作業の施業に当たり、契約に違反し、作業の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上12箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 県発注作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>6 一般作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた作業関係者事故)</p> <p>7 県発注作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4箇月以内</p>
<p>8 一般作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>9 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>（1） 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>（2） 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で（1）に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>（3） 有資格者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12箇月</p> <p>9箇月</p> <p>6箇月</p>

<p>1 0 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9箇月</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>1 1 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>12箇月以上16箇月以内</p>
<p>1 3 県発注作業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>当該事実を知った日から</p> <p>18箇月以上36箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>1 4 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12箇月以上16箇月以内</p>
<p>1 5 県発注作業に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>18箇月以上36箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>1 6 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、作業の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上18箇月以内</p>
<p>1 7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、作業の請負契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上9箇月以内</p>

林 政 課 長 殿

公 所 の 長

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由発生報告書

下記有資格者について、指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由が発生したので、報告します。

記

1. 有資格者

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者職氏名

2. 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由

青森県森林整備作業有資格者指名停止要領第 条別表第 号に該当
(事由)

3. 該当作業名等

- (1) 作 業 名
- (2) 作 業 場 所
- (3) 作 業 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 請 負 金 額
- (5) 主たる工種
- (6) 被災の状況（被災者氏名等・病状）※被災地の位置図、状況図を添付

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

公 所 の 長 殿

林 政 課 長
(公 印 省 略)

指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）通知書

下記のとおり、指名停止（指名停止期間を変更、指名停止を解除）としたので通知します。

記

1. 有資格者

- (1) 住所又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者職氏名

2. 指名停止（指名停止期間変更、指名停止解除）事由

青森県森林整備作業有資格者指名停止要領第 条別表第 号に該当
(事由)

3. 指名停止（変更後の指名停止）の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. (変更前の指名停止の期間)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

登録番号 []
商号又は所在地
商号又は名称 殿
代表者職氏名

青 森 県 知 事

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴殿（社）が（の）Aことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意されたい。B（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

1. 指名停止の期間C

2. 指名停止の理由D

青森県森林整備作業有資格者指名停止要領第 条別表第 号に該当
(理由)

(注)

1. Aには、措置要件に該当する事実を簡明に記載すること。
2. Bは、第13条第3項の適用がある場合に使用すること。
3. Cには、指名停止の期間の始期及び終期を記載すること。
4. Dには、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

登録番号 []
住所又は所在地
商号又は名称 殿
代表者職氏名

青森県知事

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け青林第 号をもって貴殿（社）の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

1. 変更前の指名停止の期間
2. 変更後の指名停止の期間
3. 変更の理由

第5号様式（第13条関係）

青林第 号
年 月 日

登録番号 []
住所又は所在地
商号又は名称 殿
代表者職氏名

青森県知事

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け青林第 号をもって貴殿（社）の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。